

令和5年度第1回
新宿区外部評価委員会第1部会 会議概要

<開催日>

令和5年6月23日（金）

<場所>

本庁舎6階 第3委員会室

<出席者>

外部評価委員（5名）

星卓志、上野麻美、君島淳二、板本由恵、大西秀明

区職員（2名）

出沼副参事（特命担当）、甲斐主任

<開会>

【部会長】

おはようございます。

ただいまから、第1回新宿区外部評価委員会第1部会を開催いたします。

今日は、次回のヒアリングに向けて、部会として論点の整理などを行いたいと思います。

まず、配付資料の説明をお願いします。

【事務局】

では、配付資料の説明をいたします。

まず、1枚目が次第、次に資料1「外部評価委員会の評価方針」、次に資料2「外部評価チェックシート」、次に参考資料1、次にA4横の参考資料2、最後に、ヒアリングに向けての整理メモ、これを施策ごとにとじていますので、Ⅲ-3、Ⅲ-4、Ⅲ-6と3つあります。以上が本日の配付資料です。過不足ございませんでしょうか。

【部会長】

今日はヒアリングに向けての準備等ということで、次回のヒアリングを効果的に進めるために、個別施策、計画事業、経常事業について、計画体系、事業の概要などを事前に学習理解して、質問事項等を整理していきましょう。

自由にご発言いただいて、それを整理して、ヒアリングの準備をしていただくということにしたいと思います。

まず、事務局から今後の部会のスケジュールの確認をお願いいたします。

【事務局】

次第の下の資料1をご覧ください。2番、評価の進め方のところにまいります。

(1) 内部評価等の確認、外部評価を行う際に、内部評価シートを基本的な資料として進めます。②過去の評価結果で、過去の評価結果も随時参照しながら進めます。

おめくりいただき2ページです。

(2) ヒアリング等の実施の①が本日の勉強会です。ヒアリングに向けて、評価対象の施策及び事業について、事前の学習及び論点整理を行います。その後②ヒアリングで、評価対象の施策及び事業について、ヒアリングを実施します。所管課長による施策・事業説明を受けて、質疑応答を行います。③現地視察、必要に応じて、評価対象に関連する施設や現場に向いて、現地視察を行います。④文書質問、ヒアリングにおける質疑応答の補足として、文書質問を行います。

(3) では、まず委員個人としての評価をしていただきます。

(4) では、委員個人の評価を持ち寄って、部会として評価を取りまとめていただきます。

(5) 委員会としての評価では、各部会の評価結果を持ち寄って、委員会としての評価結果としてまとめていきます。

以上、評価作業の一連の流れを確認しました。

次に資料2をご覧ください。こちら確認という趣旨でお配りしておりますが、個人の評価作業をする際のチェックシートの様式です。こちらにつきましては、ヒアリングが終わったところで、個別施策や事業の名称等を記入した作業用のものをお配りします。

次に、参考資料1をご覧ください。こちらではスケジュールをご説明します。

全体会のときに、各部会のスケジュール案をお示ししたのですが、今日お示しするのは、さらに調整を進めて、日付を絞り込んだものになっております。前回皆さんからいただいた日程と、区側の都合を突き合わせて、日程を絞り込ませていただきました。現在確保いただいている日程のうち、これ以外の日程については、予定から外していただければと思います。

現時点の予定を確認しますと、本日の勉強会が終わりましたら、再来週の月曜日、7月10日がヒアリングの1日目です。この日に終わらなかった場合は7月21日に2回目のヒアリングを行います。その後、7月25日を現地視察の候補日としておりますが、第1部会では昨年度の議論を踏まえ、ヒアリングが終わった後、現地視察を実施するか否かを議論した上で、実施する場合は行き先を決める、という流れを想定しております。その後、8月17日が評価取りまとめの1日目で、この日に終わらなければ、8月18日に2日目、というスケジュールにしております。

続きまして、参考資料の2をご覧ください。現在、所管部署から視察先の候補として提案された施設を挙げております。2つ挙がっているのですが、どちらも自転車の駐輪施設です。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。日程の確認と、あと現地視察については、ヒアリングが終わった時点で考えましょうということです。よろしいですか。

では、本題に入っていきたいと思います。

評価の対象となる個別施策の計画の体系、内部評価シートの内容などについて、ご説明をお願いします。

【事務局】

資料ボックスの中から、この2冊の冊子を出して、お手元に置いていただけますでしょうか。「新宿区総合計画」という白い冊子、それから、オレンジ色の「新宿区第二次実行計画」です。

新宿区総合計画の14ページを開いていただいでよろしいでしょうか。

まずご説明したいのは、本日取り上げる個別施策が、新宿区の施策の体系の全体を見たときに、どこに位置するかということです。

では、14ページの頭からまいります。

ここでは、区の計画の体系を定めておきまして、緑色の図をご覧くださいと、基本構想で『新宿力』で想像する、やすらぎとにぎわいのまち」という目指すまちの姿を示しており、これを実現するための様々な施策を、新宿区総合計画で定めています。そして、この施策を具体的にどういった事業として実施していくかを、実行計画で定めています。個別施策の内容は総合計画で定められており、計画事業の内容は実行計画で定められています。

次の15ページの下を見ていただきまして、3番、計画の期間です。この総合計画は、2018年度から2027年度の10年間を計画期間としておきまして、今回評価していただく2022年度は、計画期間の真ん中辺り、また、第二次実行計画にとっても2年目、真ん中の時期にあたるということ、ここで確認しておきます。

20ページに移っていただいでよろしいでしょうか。

20ページ、21ページで、総合計画を構成する5つの基本政策を説明しております。基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」、基本政策Ⅱ「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」、基本政策Ⅲ「賑わい都市・新宿の創造」、次のページにいきまして、基本政策Ⅳ「健全な区財政の確立」、最後に基本政策Ⅴ「好感度1番の区役所」5つの基本政策で、総合計画を構成しています。

26ページをご覧くださいとよろしいでしょうか。

26ページでは、基本政策Ⅲを構成する個別施策を説明しています。このうち上から3番目の個別施策3「地域特性を活かした都市空間」、次に4「誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり」、そして次のページの一番上ですね、6「交通環境の整備」、この3つの施策が今回の評価対象であるということ、ここで確認したいと思います。

最後に、これらの個別施策それぞれの内容を確認していきたいと思えます。少し飛びますが、94ページまで移動していただいでよろしいでしょうか。

94ページでは、個別施策Ⅲ-3「地域特性を活かした都市空間づくり」の内容を説明しています。1番、めざすまちの姿・状態、これは少し読ませていただきます。

「地域の特性や魅力を十分に活かした地域主体のまちづくりを進め、人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市として愛着がもてるまちをめざします。あわせて、まちなみや建造物などの歴

史的景観や、高低差の大きい変化に富んだ地形、みどりや水辺などの自然景観と調和した、個性的で美しい景観に配慮したまちの実現をめざします。このことにより、誰もが住みたくなる豊かで良好な居住環境を実現します。」としております。

その後、現状と課題、それを踏まえた施策の方向性、各主体の主な役割を記載しています。

5番の成果指標では、この総合計画で定める個別施策の成果指標を記載しています。個別施策Ⅲ－3につきましては2つの成果指標を設定しております。1個目の指標は「景観に対する区民意識」です。2個目の指標は「地域特性を踏まえたまちづくりに対する区民意識」です。どちらの指標についても、区政モニターアンケートで関連する設問を設け、その回答結果を活用しています。

次のページにいきまして、今度は個別施策Ⅲ－4「誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり」です。1番、めざすまちの姿・状態、こちらも読ませさせていただきます。

「年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人ができるよう生活環境その他の環境を推進していきます。また、誰もがわかりやすく使いやすい利用者本位の案内サインを整備し、歩行者空間の創出に取り組みます。」ということ、めざすまちの姿として掲げています。

現状と課題、それから次のページ、施策の方向性、最後に成果指標を書いております。「道路の歩きやすさ満足度」ということで、こちらも区政モニターアンケートの回答結果を用いています。

100ページをご覧ください。最後は個別施策Ⅲ－6「交通環境の整備」の説明になります。こちらのめざすまちの姿・状態としましては、「都市機能が高度に集積し、多くの人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、利用しやすい公共交通機関の充実したまちをめざします。また、自転車等の適正利用と利便性の向上を図ることで、誰もが快適に自転車等を利用できるまちをめざします。」と記載しています。

また、現状と課題、施策の方向性の後、101ページの下のところ、成果指標としまして、「放置自転車台数」、「交通安全の集いの参加人数」の2つを掲げています。

ここまでが総合計画冊子の確認です。個別施策について、その内容や位置づけについて確認させていただきました。

続きまして、オレンジ色の第二次実行計画の冊子をご覧ください。

こちらの121ページをご覧ください。

121ページの真ん中辺りから、個別施策Ⅲ－3、Ⅲ－4、Ⅲ－6を構成する事業がすべて掲載されています。これらが、今回評価する施策を構成する事業です。

最後に、それぞれの事業がこの冊子でどのように記載されているかを確認したいと思います。57ページをご覧ください。

個別施策Ⅲ－3「地域特性を活かした都市空間づくり」を構成する計画事業の内容を記載しています。計画事業41「地区計画等のまちづくりルールの策定」を見てみると、事業概

要、その下に令和2年度末、計画が始まる直前の状況と、令和5年度末、計画が終わったときの目標を記載しています。その右に年度別計画を記載しています。令和3年度、4年度、5年度の各年度において実施する主な内容を記載しています。

その下の事業費については、計画策定当初に想定した事業費を記載しています。

計画事業につきましては、こういった書式で、全てこの実行計画冊子の中で定めています。

58ページをご覧くださいまして、次は計画事業42「景観に配慮したまちづくりの推進」です。取組内容は2つ掲げています。1つは、景観まちづくり相談員を活用した景観事前協議及び評価、もう1つは景観まちづくり計画、景観形成ガイドライン及び屋外広告物の地域別ガイドラインの改定素案作成と、この計画ガイドラインの改定です。3年度は素案作成、4年度は改定、5年度はその改定されたものの運用ということ、段階的に計画的にやっていくということを書いております。

次は個別施策Ⅲ-4の計画事業です。計画事業43「バリアフリーの整備促進」です。

年度別計画を見ますと、新宿区移動等円滑化促進方針を令和3年度に策定するというのと、この移動等円滑化促進方針を活用した周知啓発、関係機関等との協議を行うという内容になっています。

この計画事業については、令和3年度に移動等円滑化促進方針の策定が完了したことを受け、令和4年度から経常事業に変更しています。そのため、今回皆さんにお配りした内部評価シートには、経常事業として登場しています。

続きまして、61ページに移動していただいでよろしいでしょうか。個別施策Ⅲ-6「交通環境の整備」の計画事業について記載されています。

計画事業47「自転車通行空間の整備」です。自転車ネットワーク計画に基づき、段階的に自転車通行空間を整備する事業です。新宿通りは令和3年度で完了し、令和4年度は小滝橋通りの整備と、中井通りの詳細設計を実施し、令和5年度は中井通りの整備と、早大南門通りほか2路線の設計を実施します。

続きまして、計画事業48「駐輪場等の整備」です。こちらは自転車駐輪場を整備する事業です。新宿区を東部エリア、西部エリアに分け、駐輪場を区営から民営に切り替えるという事業です。年度別計画を見ていただくと、令和3年度は東部エリアで民設民営の駐輪場を整備するとともに、西部エリアで事業者選定を実施し、令和4年度、今回評価していただく年度では、東部エリアでは前年度に整備した駐輪場の利用を促進し、西部エリアについては前年度に選定した事業者が駐輪場を整備する、という取組内容になっています。

最後に、62ページをご覧ください。計画事業49「安全で快適な鉄道駅の整備促進」です。こちらは、鉄道事業者によるホームドアの設置に対し、区が助成していくという事業です。令和3年度には、小田急新宿駅とJR大久保駅への補助を、4年度、5年度には、事業者に働きかけていくといったことを計画しております。

こちらの計画事業の冊子には、内部評価のシートには載っていない、事業に関する情報が記載されていますので、後で議論するとき、またヒアリングのときも、随時ご参照いただけます。

ればと思います。

続いて、内部評価シートの説明に入ります。まず個別施策Ⅲ－3「地域特性を活かした都市空間づくり」です。

まず個別の事業のシートを確認した後、施策評価シートを確認したいと思います。

計画事業4 1「地区計画等のまちづくりルールの策定」です。

こちらは、所管部は都市計画部、所管課は景観まちづくり課です。

事業概要を見ていただきますと、「地域の課題にきめ細かく対応していくため、以下の地区において地域住民との協働によるまちづくりを行い、進捗状況に応じて地区計画やまちづくり構想、ガイドライン等のまちづくりのルールを定めていきます。」ということで、地域住民と区が協力して、まちづくりルールを作成していくという事業内容になっています。

(1)が「まちづくりの方向性が定まり、地区計画等の策定変更に向けて取り組んでいる地区」、(2)が「地域組織とまちづくりの方向性について検討を進めている地区」、(3)が「地域組織とまちづくり構想等の実現に向けた取組を進めている地区」というカテゴリーになっています。

実績については、(1)では神楽坂地区の取組を記載しています。(2)では、飯田橋駅東口周辺地区、環状4号線富久地区、高田馬場駅周辺地区の取組を記載しています。(3)については、その他地域において、地域組織を支援したということで、詳細な記載はここでは割愛しております。

指標を見ますと、この事業の指標は、まちづくりルール等の取りまとめ数ということで、目標値2に対し実績値も2ということで、達成度は100%となっています。

続きまして、計画事業4 2「景観に配慮したまちづくりの推進」です。

事業概要を見ていただきますと、『新宿区景観まちづくり計画』や『新宿区景観形成ガイドライン』に基づき、景観まちづくり相談員を活用し、新宿区の多様な地域特性に応じた、新宿にふさわしい、賑わいと潤いのある景観形成を推進します。また、大規模開発等によりまちの状況や景観行政を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、『新宿区景観まちづくり計画』・『新宿区景観形成ガイドライン』を改定します。」こういった内容になっております。

実績を見ていただきますと、(1)で、条例に基づく景観の事前協議の件数、評価制度の対象件数を記載しています。

(2)では新宿区景観まちづくり計画・景観形成ガイドラインの改定作業の進捗を記載しております。

指標は2つ設定してあります。1つ目は、計画・ガイドラインの改定作業の進捗です。令和4年度は、改定案の決定を目標として掲げておりましたが、目標どおり改定案を決定できております。

2つ目が、建築計画における新宿区景観形成ガイドラインの反映率です。先ほど実績の(1)で確認したとおり、新たに建物を建てる時は、景観まちづくり課に景観事前協議を

していただきます。その際、一定の条件に合致する建物等については、景観形成評価シートを用いて、区の景観形成ガイドラインを反映しているかを評価するのですが、反映状況がこの指標の実績値になっていまして、80%の反映を目指す計画に対して、実績は74%でしたので、達成率は92.5%となっております。

評価欄を見ていただきますと、1段落目では、景観まちづくり相談員を活用した事前協議によりきめ細かな景観誘導を行うことができた、2段落目では、予定どおりこの計画ガイドラインの改定をすることができたとしており、それを踏まえ、計画どおりと評価しております。

令和5年度の進捗状況欄を見ていただきますと、今年度当初の課題・ニーズとしては、まず1段落目のところで、この改定した計画ガイドラインに基づく景観形成を推進する必要があるということ、また、2段落目のところで、景観事前協議により景観誘導していくということを書いております。

令和5年度の方針性としましては、改定した計画ガイドラインの利便性向上のため、2段落目の途中からの記載ですが、景観まちづくり計画等をデジタルブック化について書いています。この取組は現時点で完了しており区ホームページに掲載してあります。

この後、経常事業を簡単に見てまいりたいと思います。

434番「住居表示の実施・維持管理」です。地域振興部所管で、住居表示に係る取組を実施する事業です。まだ住居表示を実施していない地域への住居表示実施や、既に住居表示を行っている地区の表示板維持管理等を実施しています。

続きまして、435番「まちづくり事業の支援」です。地権者の方が、例えば共同建替えを検討する際の勉強会を実施される際の支援等のため、まちづくり相談員を派遣しています。また、毎年ではありませんが、まちづくりマップと地域危険度マップを作成しています。

めくっていただきまして436番「都市計画審議会の運営」です。

都市計画に関する重要な事項を都市計画審議会で審議します。審議会は、学識経験者10名、区議会議員5名、警察署長1名、消防署長1名、区民の方3名、計20名、という構成になっています。

続きまして、437番「用途地域変更等事務」です。用途地域、地区の用途に関する手続き等を実施する事業です。

令和5年度の東京都による用途地域等変更に向け、用途地域等の変更原案を作成する事業です。また、閲覧用のGISデータの作成も実施しました。

続いて438番「開発行為等の許可事務」です。事業概要をご覧ください。都市計画法に基づく開発行為の許可を行い、無秩序な開発行為を抑制し、良好な都市環境を確保する、という内容になっています。

令和4年度の実績として、相談対応、申請受付、工事完了検査等の件数を記載しております。

最後に個別施策Ⅲ-3の施策評価シートを確認させていただきます。

「分析・評価」では、これまでご説明してきたこの施策を構成する計画事業、経常事業の評価結果を要約して記載しています。

取組状況の評価としては、おおむね順調に進んでいると評価しています。

課題・ニーズ、取組の方向性も、基本的には各事業の記載を要約していますので、説明は割愛いたします。

最後に、成果指標です。

令和3年度は、指標1については、当初値の42.8から46.4に上がっており、指標2については当初値の39.8から42.7まで上がっています。なお、令和4年度の実績については数値を取っておりません。その理由を記載していますので、読ませてください。

まず指標1についてです。

「新宿区では、『新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン』で定める方針に基づき、景観まちづくりを推進してきました。

その成果に対する区民の意識を施策推進にあたっての参考とするため、平成30年度から令和3年度については、『新宿区区政モニターアンケート』に『あなたは、新宿区全体のまちなみや景観を良いと思いますか。』という設問を掲載し、その回答結果を把握してきました。

令和4年度については、計画・ガイドライン改定に向け、計画・ガイドライン素案に関するパブリックコメントで区民意識を把握し、今後の景観まちづくりの方針に反映させることとしたため、『新宿区区政モニターアンケート』による情報収集は実施していません。

令和5年度以降については、改定後の計画・ガイドラインに基づく景観まちづくりの成果を測るため、区政モニターアンケートで区民の意識を把握していきます。」とあります。

指標2についても、「新宿区まちづくり長期計画 まちづくり戦略プラン」について、同様の事情がありましたので、令和4年度は区政モニターアンケートによる実績把握は行わなかった、という説明を記載しています。

以上で、個別施策Ⅲ-3の内部評価シートの確認は終了します。

続いて個別施策Ⅲ-4「誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり」です。

こちらは、3つの経常事業のみで構成されている個別施策です。

439番「バリアフリーの整備促進」で記載されている「新宿区移動等円滑化促進方針」は、鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すものです。一方、440番「ユニバーサルデザインまちづくりの推進」で記載されている「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」は、個別の建物の中のユニバーサルデザインのガイドラインとして機能するものですので、大ざっぱに言うと、移動等円滑化促進方針は施設と施設をつなぐ経路の連続性に関する方針を定めているのに対して、ユニバーサルデザインまちづくり条例は、一個一個の建物に着

目している、そういった役割分担があるというところを、ここで確認しておきます。

439番「バリアフリーの整備促進」の実績としましては、方針に基づく施策推進のための意見交換を行う場である推進協議会を設置しておりまして、この協議会の開催実績等を記載しています。

440番「ユニバーサルデザインまちづくりの推進」の実績としましては、条例に基づく事前協議を実施して、ユニバーサルデザインまちづくりの視点に立った施設整備17件を推進したということと、それからユニバーサルデザインまちづくりニューズレターという冊子による普及啓発を実施したということに記載しています。

441番「ユニバーサルデザインまちづくり審議会の運営」の実績としましては、2回の審議会開催実績を記載しています。大規模で不特定多数の者が利用する施設等について審議会へ報告し、委員の意見等を今後の計画に反映することで、ユニバーサルデザインに配慮した質の高い都市施設の整備を推進しています。

最後に、個別施策Ⅲ-4の施策評価シートをご覧ください。

先ほどご説明した3つの経常事業の取組状況を記載しておりまして、施策の取組状況としては、おおむね順調に進んでいると評価をしております。

最後に成果指標の状況を確認しますと、指標は、「道路の歩きやすさ満足度」としておりまして、区政モニターアンケートの回答結果を指標として用いています。当初値24%に対して、令和3年度実績は少し値が低下していますが、4年度実績は26.3%となっており目標としている「増加」を達成できている状況です。

個別施策Ⅲ-4のご説明は以上です。

最後に個別施策Ⅲ-6「交通環境の整備」にまいります。

計画事業47「自転車通行空間の整備」です。

事業概要を見ていただくと、新宿区自転車ネットワーク計画に基づいて、自転車通行空間を整備していくという事業内容になっています。実績としましては、整備工事を実施したのが4路線、それから詳細設計を実施したのが1路線ということになっております。

予定していた路線の整備がちゃんとできているということで、計画どおりと評価をしております。最後に、令和5年度についても、引き続き自転車通行空間の整備を行っていくという取組方針を記載しております。

続きまして、計画事業48「駐輪場等の整備」です。こちらについては、先ほど計画冊子見ながらご説明したとおり、区営駐輪場を、民間のノウハウを取り込んで、よりよい駐輪場にしていくために、全て民設民営に切り替えていくという事業で、令和3年度は東部エリアで民設民営化を実施したのですが、令和4年度は残りの西部エリアで実施しました。

指標としましては、民設民営駐輪場の整備台数、何台分の駐輪場を整備するかということですが、令和4年度実績は87.5%で、当初計画より少し減っておりますが、おおむね計画どおり整備できたということなどを書いています。

評価の記載ですが、1行目の後半ですね、なぜ減ったのかというところを少し書いていま

して、道路管理者や関係先との調整の結果、あと、区画整理事業の影響などを受けて、当初想定よりも整備台数が下回ったところがあると。ただ、放置自転車台数がそれにより増加してしまったということも見られないこと、予定どおり整備を実施できたことから、計画どおりと評価をさせていただいております。

おめくりいただき、令和5年度の進捗状況の、課題・ニーズのところ、区政モニターアンケートの結果により、区民ニーズの高い一時利用駐輪場の拡充が求められており、利用実態を踏まえた対応が必要となるということ、今後の課題として書いております。

続きまして、計画事業49「安全で快適な鉄道駅の整備促進」です。バリアフリーの観点からホームドア、あとはバリアフリールートの複数化、最短化を鉄道事業者などに働きかけていくというのが、区の役割です。

指標は2つありまして、鉄道駅ホームドア設置の補助、それから鉄道駅ホームドア及びエレベーターの設置促進で、1番の補助件数は、5件の予定に対して5件の実績です。設置促進のほうは、設置促進をしていくという予定に対して促進を実施したという実績になっています。評価は計画どおりとしております。

おめくりいただきまして、令和5年度の進捗状況のところですが、こちらについては、引き続き働きかけをしていくと、こういったバリアフリーの整備については、必要性があるのは前もこれからも変わりませんので、継続的にやっていくということを書いております。

この後、経常事業の記載内容を確認します。

457番「放置自転車対策の推進」です。取組内容、実績のほうを見ていただくと、1つ目は条例に基づく放置自転車の撤去及び啓発活動ということで、放置されているものは委託業者において撤去し、放置しないように啓発活動をしたという実績が記載されています。2つ目は、駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施で、警察、鉄道事業者、地元協会等のご協力をいただきながら、放置自転車が多いこの7駅でキャンペーンを実施したという実績が記載されています。

458番「自転車シェアリングの推進」です。令和4年度の実績としては、利用の促進、サイクルポート整備の拡充、それから広域相互利用の連携強化を図っていくという内容で、詳細は記載をご確認ください。

459番「自動二輪車の駐車対策」です。路上に放置されている自動二輪車の対策を進めるため、警察と連携した啓発活動等の取組を行い、駐車場の利用促進を図る事業です。

461番「地域公共交通への支援」です。新宿WEバスの利用促進を図るリーフレット配付や運行支援を実施しています。

462番「自転車等利用環境の整備促進」です。自転車利用のルール・マナーについて普及啓発を行う事業で、実績としましては、地域センターまつり等での啓発活動、区内4警察署等と連携した街頭活動、こういった活動を実施しています。

463番「自転車等駐輪場保管場所の維持管理」です。この事業は区営駐輪場と放置自転車保管場所の維持管理です。先ほどご説明したとおり、駐輪場は民設民営に移行しましたの

で、今後は保管場所の維持管理がこの事業の主な内容になります。

464番「みんなで進める交通安全」です。交通安全の普及啓発を実施する事業でして、取組内容を見ていただくと、小・中学校での交通安全教室の実施、通学路の点検、こういった取組内容になっています。

465番「交通安全施設の整備」につきましては、路面標示、防護柵、視覚障害者用誘導ブロック等の交通安全施設を整備していく事業です。

466番「駐車場整備事業の推進」です。新宿区駐車場整備計画に基づき、総合的、計画的な駐車対策の推進を図るとともに、まちづくり方針等に沿った駐車対策を推進するということで、地域の駐車場ルールを定めることで、駐車場の整備をある程度柔軟に実施することができますので、そういったルールの運用等に関する取組を、この事業で実施しています。

最後の467番「鉄道施設の整備促進」は、開かずの踏切の解消に向けた取組です。令和4年度には、地域住民との意見交換や交通量調査を実施するとともに、中井駅東側の踏切直近に中井駅南北自由通路の通行を促す案内看板の設置を設置しました。

最後に、施策評価シートをご覧ください。総合評価欄では、これまでご説明してきた各事業の取組内容を要約して記載するとともに、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」の改定や協定締結等の取組についても記載しています。

成果指標をご覧ください。指標1「放置自転車台数」は、当初値2,012台に対し、令和4年度は363台まで減っており、令和9年度の目標水準を超える実績となっています。指標2「交通安全の集いの参加人数」については、当初値3,965人に対し、令和4年度実績は2,854人であり、令和9年度の目標水準5,000人に向け、実績を伸ばしていく必要があります。

以上、個別施策Ⅲ-6の説明でした。これで3つの個別施策全てを確認いたしました。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、時間はまだ1時間以上ありますので、ヒアリングで確認したいこと、あるいは資料が欲しいというのものもあるかもしれませんので、順番にいきましょう。思いついたことをご発言いただければと思います。

まずⅢ-3「地域特性を活かした都市空間づくり」です。この中で聞きたいこと、もらいたい資料、ご自由に。どこでも結構です。どんどんやっていただいて、あとでちょっと整理が必要なときはお願いしますけれども、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】

新宿区の景観地域が8つに区分されているとのことですが、この景観区分が8つの区域以外はどうなっているのか、ちょっとそこを知りたくて。

この区分地域では、景観法、まちづくりに基づいて計画されていると思うんですけども、新宿区は全体で、一般住宅とかそういうところに関して、この景観法はどのようになっている

るのか、ちょっとそこを知りたいなど。

どうしてかという、去年だったかな、私の地域なんですけれども、この新宿区の景観の件でちょっと質問したんですね、区役所のほうへ。そうしたら、上落合に関しては、野鳥の森公園を中心とした下落合地域ですか、その地域には景観まちづくり計画がありますけれども、一般のところではおおむね、私、何言いたいかという、住宅の外壁だとか屋根の色だとか、そういうようなのは自由だというふうに言われたんですよ。ですから、ピンク色に塀を塗ろうと、屋根を真っ赤にしようピンク色にしよう、それは今の状況では自由だというふうに言われたんですけれども。というふうに、居住地域のそういうものは、景観法に基づいてどのようになっているのかなというのを、ちょっと知りたいなど。

この景観法によって、外壁だとか屋根だとかの色というのは、マンセル色彩基準値というのが多分あると思うんですけれども、そういうのが生かされているのかな、どうなのかなというものを含めて、こういうマンセル法の色彩基準値というのがあるんですけれども、そういうのも、景観法、景観法といっても、一部の地域だけのものだというふうに言われたものですね。ちょっとそこらは説明お願いして、知りたいなどというのが率直な意見でございます。

【部会長】

新宿区全体に、特に景観に配慮するところが7か所あるんだと。水と緑の云々というのがあって、それ以下は全部一般地域、地区というふうになっていて、それぞれに基準は一応あると。その違いなり、7か所はなぜ7か所、それが特に重要であるとか、基準はどういうふうにつくっているのだろうかとか、その辺でしょうね、お聞きになりたいことは。

【委員】

そうですね。私が住んでいる地域は住宅地域なんですけれども、その地域における、そういう景観だとかそういうものに関する基準があるのかどうかということですね。

【部会長】

これの中で、お住いのところが一般地区になっているのであれば、一般地区の基準が適用になるということですよ。

【委員】

そうですね。その一般の基準が、私の言われていたのは、外壁や屋根の色は自由ですというふうに言われたもので、ちょっと。

【部会長】

分かりました、ありがとうございます。その辺、確認しましょう。

ほかにはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】

景観に関する区民意識で、令和4年度がアンケート実施なしとあるんですけれども、これ、具体的にまちづくり方針に反映させることとしたためとあるんですけれども、これって、具体的にどんなことに反映されているのかなというのを、教えていただけたらと思います。

【部会長】

アンケートはしなかったけれども、パブコメはやりましたということですよね。そのパブコメの結果は反映しましたという、具体的にどういうことでしょうかというお話ですね。

【事務局】

そこは、パブコメのどういうご意見をいただいて、それに対する区の考え方というのをお示ししていますので、そのあたりをベースにご回答するような形でよろしいでしょうか。

【委員】

そうですね。ぱっと見、反映したところがイメージできなかつたので、はい。

【事務局】

分かりました。

【部会長】

ほかにはいかがでしょうか。

じゃ、私から。

まず、施策評価シートの2枚目の表ですね。計画事業評価シートの41番です。ここに書いてあるように、全部で何地区、実行計画で上げているのがかなりの数で、だから、5、8、5だから、18地区を地域のまちづくりということでやっていきたいと思いますというふうになっています。その中で、この実行計画期間で3地区、飯田橋、環状4号線沿道、高田馬場、この3地区ですよね、具体的にやっているのは神楽坂かな。高田馬場と飯田橋駅東口と神楽坂ですね、について取り組んでいると、区として。だから、18とこの3の関係が分からないので、18引く3の15地区はどうなっているのかということを知りたいです。

それから、ちょっとばらばらにいきます。地域危険度マップをこの事業の中で、この施策の中で配っているという話なんですけれども、なぜこれは、個別施策Ⅱ-1「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」に位置付けられていないのか、ここだけ防災の話がいきなりぽんと出て入っているのがなぜかというのが分からない。同じ都市計画部かもしれないけれども、脈絡が分からないので、それを教えていただきたい。

それから、景観のほうは、誘導する、仕組みはちょっと、私は勉強していないので、新宿区の景観行政がどういう組立てになっているのか全然理解していませんけれども、申し訳ないですけれども、何か景観誘導の体系を知りたい。条例があつて、基本計画みたいなものをつくって、それで、具体的にどういう、届出とか評価制度ってありますけれども、事前協議と評価制度というのもちょっと、今資料を見てもよく分からないので、それで、具体的にどういう誘導、個別の、主に建築行為ですよね、の誘導を、具体的にどういう仕組みでやっているとということと、まずその基本的な仕組みですね。それと、相談員とおっしゃいましたけれども、どういう人を雇っていて、具体的にどういう協議をしていて、それで、その協議の結果を、庁内で何か決裁手続みたいなものをするんですかね。その辺の実効性、それと具体的な成果、その協議制度の。先ほど言いましたように、事前協議の話と評価制度というのが、これ、事前協議は506件で評価制度の対象が36件、その関係が全然分からないので、それ

を知りたいなというのがあります。

ちょっと、これは個人的興味に近くなっちゃうんですけども、用途地域は都に決定権限があって、地区計画は区に決定権があって、23区の都市計画って、ある種のひずみみたいなものがあるんですよね。都市計画自治が確立していないんですよ、特別区は。非常に変な状況になるんですけども、区としてはどう思われているのか。本当は、用途地域なんか区で決められるべきだと思うんですね。

【委員】

この次の施策もこの施策も、計画がいろいろありますよね。方針もありました、先ほど。それで条例もありました。多分、この都市計画審議会は今、部会長がおっしゃったように都市計画法に基づくもので、これ、設置して協議をしなきゃ多分いけないんでしょう。ただ、先ほどどこかに、この下に部会を形成して、また議論しているものがあったりしました。

私がちょっと、もうとにかく混乱して分からないのは、地区に対してこういう検討会がありますとか、こういう方針に対しては、こういうもので議論していますとか、何かその辺の議論の場、あるいはそういう区民が参加する場が、どういうものとリンクしてあるのかが、ちょっと全体像が見えないというのがあります。

そのあたりが、どうやって区民の意見を、どの方針は区民の意見をどうやって集約しているのかが、ちょっと見えてこないんで、その辺がマトリックスで分かるといいなと思ったんです。

【部会長】

すごく重要な話だと思うんですよ。確かに分かりづらいのかもしれませんがね。

一言でいうと住民参加、あるいは住民自身の問題で、行政の意思決定に対する住民参加ということで考えると、どういう段階の意思決定したいことに対して、どういうスケール、どういう人々の参加、あるいは意見表明を求めるのかというのが、当然これは関連しているはずなんです。総合計画のときに、地区別の協議会とか、そういうことやりませんから。区を全体に割って地区別というのはあるかもしれないけれども、本当に何々町みたいな、そういうスケールでは当然やらないわけで、あるいは地区計画を決めるといったら、全区民に意見を聞く必要はないと。パブコメだったらもうかなり最終段階で、案ができて、それに対して意見ありませんかぐらいの段階だけれども、案をつくる段階でどういう市民参加をするのかという。

だから、どういう体系になって、そんなきちっと、多分体系にはなっていないと思うんですけども、でも、当然基本的な考え方はあると思うので、住民、区民等の参加、あるいは協議の方法、いろいろ段階に応じてどういうふうに組み立てていくのかとか、その辺、お考えを伺えるといいと思います。

ほかにはいかがでしょうか、このⅢ－3で。よろしいですか。

【部会長】

あとでまた思いついたら出していただくということにして、次、Ⅲ－4にいきましょう。

誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり。

じゃ、私から。

まず、バリアフリーとユニバーサルデザインを新宿区はどう使い分けているのかということ。

ユニバーサルデザイン、これ条例でしたっけ。ユニバーサルデザインまちづくり条例が、施設の中の話、あるいは道路と施設の関係とか、そのあたりまでカバーしているかもしれないけれども、でも、まちのユニバーサルデザインということを考えていないのかなと思って。

標識なんかも、これ、建物の中のエレベーターの標識というのは書いてありますけれども、ユニバーサルデザインまちづくり条例のパンフレットを1枚めくったところで、案内標識って右上にありますよね。これ、エレベーターとかトイレとか、建物の中の案内標識、各階の標識とかって。だけど、ユニバーサルデザインのまちづくりでかなり重要なサイン計画、あれ、オリンピックの前、かなりこれやっていたはずなんですよ、各国語化。それは今、全然新宿区はやっていないのかなと、ちょっと不思議な気がして。

よろしいでしょうか、ほかに。

【部会長】

では、交通環境の整備、Ⅲ-6です、いかがでしょうか。駐輪ですよ。

これは、私からもう一回言いますと、駐輪対策の全体像をちょっとご説明いただきたいなと思っています。これ、ただ、駐輪場の話だけになっているんだけど、計画事業で。あれ、条例か何かつくっているんですよ、違法駐輪関係の。その条例がどうなっているのかということ、多分禁止区域、違法駐輪禁止区域というの、きつと決めているんじゃないかと思うんですが、それじゃないと、即時撤去ってできないですから。それがどのくらいの実態、要するに、何台ってトータルの数はいかにどこかに出ていましたけれども、多分重点地区があると思うんですよ。それで、高田馬場とかって駐輪場、区がやっているわけですよ。だから、重点地区の、まず違法駐輪、路上駐輪だ。路上駐輪の実態の推移、それから、それに対してどういう対策を、つまり撤去だとか啓発とか、あるいは商店街であれば、商店主とかビルオーナーとかに、結構従業員が多いんですよ、違法駐輪って。自転車でそこに通勤して、歩道に止めるという人が多いんだけど、そういう従業員を雇っている側への働きかけとかも、多分やっていると思うんですよ。それでどうしてもというときに、駐輪場を整備しましょうということ、あるいは路上駐輪をなくすために、違法駐輪をなくすために、駐輪場を造ると。それと、附置義務はあるのかどうか。自動車の附置義務は当然ありますけれども、自転車駐輪施設の附置義務、そういう違法駐輪対策を総合的にどうやっているのかというのを、まず教えていただきたいのと、その重点地区がどういうところなのか、それでどういう実績があるのかということ、とにかく全体像を知りたいという。その中で、駐輪場の整備というのがどういう効果を上げるのかということを知りたいということが1つ。

その上で、民設民営というお話がありましたけれども、ちょっとそこ、よく分かっていないんだけど、今まで区が運営していたものを、民営化するという話ですか。

【事務局】

そうですね。

【部会長】

その具体的な手続とか仕組み、設置はもうされているわけですよね。それって、財産を移管するんですかね。その辺、ちょっと細かい仕組みを知りたい、それがどういう効果を上げているのか、直営から民設民営にすることによって。

【委員】

よろしいですか。

【部会長】

はい、どうぞ。

【委員】

今の駐輪場対策に関してですけれども、新宿区が今まで駐輪場として設置した場所は、年間契約をされたりしていますよね。通勤や通学者にはそれでいいと思うんですけれども、買物客等が必要とする一時駐輪場が非常に少ないと感じます。

百貨店はちょっと分かりませんが、スーパーなんかはやはり駐輪場を設けていて、2時間までは無料だと。近所買物をして、2時間までは無料だと。1,000円以上買った場合は無料だとか、いろいろとあるにしても、大体今の状況からいくと、2時間ぐらいまでは駐輪場が無料だというのが結構多いですね。特に歌舞伎町周辺も、近辺からいらっしゃった方が、ちょっと買物したいと、1時間、2時間ぐらい駐輪したいという場所が非常に少ないのかなと。よく歩道の脇に駐輪場の設置がされてはいるけれども、そこがはっきり、よく分からないんですね。月ぎめなのか、一時駐輪なのか、そういうものがよく分からない。最近では、Suicaで決済できたりするような施設が増えていますが、それは多分、民間企業に移ったから、そういうのが導入されてきているのかというふうには思いますけれども、自転車社会はなくならないと思いますので、やはり誰もが安全で、安心して自転車が利用できるような制度、先ほどの道路の脇の自転車通行帯の整備とか、そういうものを含めて、もっと具体的にそういう駐輪場所の区分やそういうものを、もう少し詳しく知りたいなというのが意見でございます。

【部会長】

「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」の概要版を見ると、駐輪場の附置義務があるんですね。開いて右上のところ、守る輪、止める輪、伝える輪という、全部輪になっている。止める輪のD-1が、附置義務駐輪場の制度の見直しをしますとなっていました。

この計画では、いろいろやりますってなっていますよね。これらの取組が、実行計画の中で書かれているのだと思いますが、計画事業、あるいは経常事業に書いていることは、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」の取組内容の全部をカバーしてはいないですね。

「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」で新規と書いてあるようなことは、力入れてやりますよってことだと思うんだけど、実行計画には出てきていない。災害時における自転車活用の検討、これ重要なことだと思いますけれども。

【委員】

すみません、憶測ですけども、自転車だけじゃなくて、最近電動キックボードが交通法改正によって自由に乗れるようになりませんが、一時止めておける場所、電動キックボードですから、それを持って買物に、百貨店に行くわけにもいかないと思うので、やっぱり止めておける場所とか、そういうものというのは、今後あるのか、整備されるのか、それとも、ただ歩道に放置してしまうのか、そこらも計画に入れていく必要があるかなというの、ちょっとお伺いしたいなと思います。

【部会長】

それで今、思い出しましたけれども、自転車の歩道走行、すごいスピードで走っていますから、本当に危ないなと思うことがしょっちゅうあります。自転車は車両だから、本当は許可されているところ以外は車道を走らなくてはいけませんよね。この走行に対する対策って何か、どこかに出ているのか、よく分からないですけども、それもお伺いしたいなと思います。

ほかには。

【委員】

ホームドアの設置ですね。計画事業49で、各鉄道事業者が主体となっていくことが必要であるので、働きかけを随時行っていくと。それで、資料で先ほど、経常事業439のところでも、バリアフリー法と新宿区移動等円滑化促進方針により様々なことをやっております、その中の1つにホームドア整備やバリアフリールートの複数化などを、鉄道事業者にも働きかけていきますとあります。

新宿区にある駅の設置状況はどうなっているんでしょうか。

ちょっとそこには私自身の思いもありまして、高田馬場駅ではこの資料にもありますように、ホームドアができたのが令和2年なんですね。視覚障害者も転落していますし、学生も巻き込まれて悲惨な事件もあってから、年数がたっているんですね。それはJRが悪いというふうに認識していいものなのかどうか。例えば、ここに書いてありますような、推進協議会でどのような意見出しがあって、その推進協議会のメンバーとか、その当事者に働きかけるというんだけど、JRの人たち、こういうところへ出てきているのかどうかとか、私、そういうのが分からないので、先ほどの私の質問にもつながるんですが、区民の意見とか、そういう事業者の意見、あるいは先ほどの危ないという話であれば警察の意見とかを、どうやって集約して、この新宿区は計画なり方針に反映していくのかというのがよく分からないので、そのあたり、特にこのホームドアについては、私の率直な気持ちとしては、終わっているんじゃないかなと言いたいぐらいの話なんですけど、その辺はどうなんだろうかなという事です。

【部会長】

どういう主体性がどこにあるのかということでしょうね。

新宿区内でどれだけ整備されていないところがあって、今後どうやっていくんだという、何か基本計画のようなものがあるのか、ないのか。それは予算の都合もあるでしょうから、あるいは、相手のいることですからどうなるか。その設置の主体は鉄道事業者ですよ。

その辺の関係性をちょっと教えていただくことを含めて、目標値というのはどう設定されているかという話ですよ。5か所やりますと言ったから、5か所できたら100%って、それだけの話なんですけれども、なぜ5か所なのかという話がより重要ということですよ。

【委員】

あと、ヒアリングのときに、働きかけの中身を教えていただきたい。

【部会長】

そうですね。多分、結構複雑な話だと思うんですよ。鉄道事業者にとっての優先順位というのがきつとあって、何百km、何千kmという路線の中で、その優先順位と新宿区内ということは、どう関わっているのかという、かなり複雑な問題なんだろうなと思います。その辺の具体的内容を知りたいという気がしますよね。

【部会長】

一番最後の経常事業467の開かずの踏切の解消の取組は、とてつもなく困難な事業ですよ。区としてはどういった目標を定めているのでしょうか。実績は年に何回か意見交換していますというだけだから。

【委員】

私もやっぱり知りたいですけれども、この西武線の中井駅を中心とした、開かずの踏切、14か所ですか。これがどのような計画で、どのようにしようとしているのか、その計画、ただ意見を聞く、開かずの踏切は困るよね、駄目だよってという意見だけなのか、具体的にそういう計画があるのかどうか、そういうものを示してもらいたいなど。

もう15年ぐらい前かな、いろいろな計画されたときの説明会に出たりしたんですけれども、そのときから、この高田馬場から中井駅過ぎた妙正寺川に至るところの開かずの踏切問題を何とかしてもらいたいという意見は、ずっと出ていたんですね。だけど、ほとんどその間は、計画がのびのびになっているのか、そのままになっていて、ただ、中井駅の南北通路というのが新しく駅の中にできたので、目白大学の学生さんたちがあそこを、やっぱり踏切を渡ってというのが今はなくなった状況ですから、改善はされているんですけれども、一般のやっぱり商店街が、線路によって南北で分断されたりとか、そういうことも起こり得るので、この開かずの踏切問題、また事故が起きたりもしますので。

【部会長】

多分、連続立体交差は、厳しいと思うんですけれども、だから、この中井駅のように、人なり車なりが上なり下を通るというふうにしているわけですよ。それが、だから現実的な

策なんだろうとは思いますが、じゃ、ほかの踏切のところはどうだとか、もうちょっと経常事業でいいのかみたいなこともあると思いますけれども、そこはぜひ知りたい。

【委員】

それと、WEバスというんですか。このWEバスのルートの見直しとかルートの変更とか、そういうのもちょっと可能なかどうか、どのようにしてルートを選定しているのか、ちょっと知りたいなど。

やはり、コロナのときですか、一時何か廃止になっていたということも聞きましたし、今また再開されているのであれば、PRの冊子を600部作ったと書いてあったんですけれども、600部ではいかにも少ない、あつという間になくなってしまふなどやはり思いますので、もう少しPRを兼ねて、最初に話しましたけれども、新宿文化センターの方向へ行くような、そういうバスもあると便利だなとか、ちょっともう少し、区民の足として、やっぱり高齢者の方は歩いていくというのは大変なことになったりもしますので、ちょっとそこらの利便性を考えて、もう一度区民の意識を、本当に便利なWEバスであってほしいなというふうに思います。

【委員】

関連ですけれども、いろんな市区町村で、いわゆるぐるりんバス走らせているじゃないですか。大手交通会社がやらない、自治体独自の。今委員がおっしゃったのは、そちらのほうだと思うんですね。住民が主体的に乗れる、循環バスについては考えていらっしゃるのか、あるいは、そこはどかが主体となってやろうとしているのかとか、何かあれば、このWEバスに関連してお聞きしたいと思います。

【委員】

WEバスができたのは、もともと新宿区に車で来る人たちを、都庁の駐車場に入ってもらって、そこからWEバスで循環して、新宿区内を車で移動しないでくださいという、あれ、何ていう、パークアンドライドですね、それが目的でできたバスで、本当は住民としては、新宿区の観光バスだけ、そういう循環するバスがもう一本あってもいいのかなというのは、私の考えです。

【部会長】

ほかに。ちょっと戻ってでも結構ですけれども、何か言い残したことは。よろしいですか。

では、いろいろありましたけれども、ちょっと事務局大変ですけれども整理をお願いして、ヒアリングを効果的に進められるかなというふうに思います。

じゃ、最後に事務連絡をお願いします。

【事務局】

お疲れさまでした。

今回は、7月10日月曜日午前9時半から、第2委員会室へお願いいたします。今日いただいた質問を中心に、所管部署へのヒアリングをお願いいたします。

今日お出しいただいた意見は、なるべく早くまとめて、皆さんに確認を取ると同時に、所

管部署にも展開して、きちんと回答を用意した上でヒアリングに臨むよう、内部で調整をしておきます。

今日終わった後で、追加でヒアリングしたい事項がありましたら、事務局にご連絡ください。回答準備の都合もありますので、7月10日の1週間前までにお願いします。

【部会長】

ありがとうございます。

では、以上で閉会にします。

ありがとうございました。

<閉会>